

長崎県後期高齢者医療広域連合契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第5号

長崎県後期高齢者医療広域連合契約規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合契約規則（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第6号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第1号中「5万円」を「10万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。